

平成19年
第1回

臨時会会議録

平成19年 7月26日 開会
平成19年 7月26日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成19年第1回東京たま広域資源
循環組合議会臨時会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
仮議席の指定	3
議長の選挙について	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
副議長の選挙について	5
管理者報告	6
議案第6号 専決処分（平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算 （第2号））の承認を求めることについて	11
議案第7号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて	13
閉会	15

平成19年第1回東京たま広域資源
循環組合議会臨時会議事日程

平成19年 7月26日(木)
午後 2時00分

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 仮議席の指定
- 日程第3 議長の選挙について
- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 副議長の選挙について
- 日程第8 管理者あいさつ
- 日程第9 議案第6号 専決処分（平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて
- 追加日程第1 議案第7号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

出席議員

第1番	対 間 康 久 君	第2番	中 島 光 男 君
第3番	土 屋 美 恵 子 君	第4番	田 中 順 子 君
第5番	山 井 正 作 君	第6番	稲 津 憲 護 君
第7番	臼 井 伸 介 君	第8番	官 本 和 実 君
第9番	佐 藤 洋 子 君	第10番	遠 藤 百 合 子 君
第11番	宮 崎 照 夫 君	第12番	渡 辺 眞 君
第13番	鈴 木 忠 文 君	第14番	亀 倉 順 子 君
第15番	石 塚 陽 一 君	第16番	小 野 沢 久 君
第17番	谷 田 部 和 夫 君	第18番	関 野 杜 成 君
第19番	友 野 ひ ろ 子 君	第20番	阿 部 利 恵 子 君
第21番	高 山 晃 一 君	第22番	小 林 義 治 君
第23番	原 島 茂 君	第24番	瀧 島 愛 夫 君
第25番	稲 垣 裕 二 君	第26番	上 野 勝 君

説明のため出席した者

管 理 者	石 川 良 一 君	副 管 理 者	竹 内 俊 夫 君
副 管 理 者	黒 須 隆 一 君	副 管 理 者	星 野 繁 君
収 入 役	田 野 倉 秀 雄 君	事 務 局 長	中 村 豊 君
総 務 課 長	風 間 智 君	参 事 兼 事 業 課 長	細 谷 昌 平 君
参 事 兼 環 境 課 長	花 本 由 紀 君	参 事 兼 企 画 調 整 課 長	原 島 利 行 君
管 理 セ ン タ ー 長	矢 島 一 夫 君	エ コ セ メ ン ト 担 当 参 事	太 田 哲 郎 君

職務のために出席した者

書 記	別 所 広 之 君	書 記	本 木 直 明 君
書 記	矢 野 喜 之 君	書 記	上 村 彰 君

平成19年第1回東京たま広域
資源循環組合議会臨時会会議録

日 時 平成19年7月26日(木)
午後 1時45分
場 所 東京自治会館大会議室

午後 1時45分 開会

○臨時議長（友野ひろ子君） お待たせいたしました。

私は、臨時議長を務めさせていただきます清瀬市選出の友野ひろ子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回東京たま広域資源循環組合臨時会を開会いたします。

【日程第1】 諸般の報告

○臨時議長（友野ひろ子君） 日程第1、諸般の報告を行います。

各組織団体議会の役職者改選等により、当組合議会議員にも多数の交代がございましたことを、まずもってご報告申し上げます。

これに伴いまして、当組合議会議員の構成は、ご配付いたしました議会議員名簿のとおりでございます。

当議会の傍聴者数につきましては15名までといたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は管理者報告の前までとし、撮影位置につきましては、指定の記者席から行うという全員協議会で決定したとおりといたします。

【日程第2】 仮議席の指定

○臨時議長（友野ひろ子君） 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

なお、各議員の議席番号及び氏名は、お手元に配付されております議席一覧表のとおりであります。

【日程第3】 議長の選挙について

○臨時議長（友野ひろ子君） 日程第3、議長の選挙についてを議題といたします。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（友野ひろ子君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法は、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（友野ひろ子君） ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に、第22番、小林義治君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました第22番、小林義治君を議長の当選人に定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（友野ひろ子君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第22番、小林義治君が当選されました。

ただいま議長に当選されました小林義治君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による当選の告知をいたします。

これで私の役目を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、これより議長に議事進行をお願いいたしたいと思います。議長、議長席にお着き願います。

○議長（小林義治君） それでは、一言ごあいさつさせていただきます。

今回、ご推挙いただきましたということで、議長になります小林義治と申します。何分初めてでございます。また、不慣れな点多々あるかと思っておりますけれども、皆様方のご協力で運営させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

[日程第4] 議席の指定

○議長（小林義治君） それでは、引き続き会議を進めます。

日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定に基づき、議長において指定いたします。

議席は、ただいま着席のとおりいたします。

なお、各議員の議席番号及び氏名は、お手元に配付されております議席一覧表のとおりであります。

【日程第5】 会議録署名議員の指名

○議長（小林義治君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第9番、佐藤洋子君、第25番、稲垣裕二君を指名いたします。

【日程第6】 会期の決定

○議長（小林義治君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林義治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

【日程第7】 副議長の選挙について

○議長（小林義治君） 次に、日程第7、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林義治君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林義治君） ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法は議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、第11番、宮崎照夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました第11番、宮崎照夫君を副議長の当選人に定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林義治君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第11番、宮崎照夫君が当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮崎照夫君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長、自席にて、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長(宮崎照夫君) 11番、宮崎照夫でございます。小平選出でございます。

私も、本組合は初めてでございますけれども、議長ともども頑張っていきたいというふうに思っております。

なお、議長におかれましては非常に健康な方というふうに聞いておりますが、地方自治法の規定では、議長が事故ないしは欠けたときに議長を務めるようでございますけれども、その節は頑張っていきたいと思っておりますので、議長ともどもよろしく願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

【日程第8】管理者報告

○議長(小林義治君) 日程第8、管理者報告を行います。

説明を求めます。

石川管理者。

○管理者(石川良一君) 平成19年第1回組合議会臨時会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、先ほど選任されました小林議長さん、宮崎副議長さん、ご就任おめでとうございます。

本年は、各議会人事の改選期に当たり、大方の議員が交代され、新たな気持ちで本議会に臨まれておられると存じます。よろしく願い申し上げます。

さて、本日の議案は、平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)に関する専決処分の承認を求めることにつきまして、ご審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局長より説明を申し上げます。私からは、本組合を取

り巻く最近の状況につきまして申し上げます。

初めに、裁判をめぐる状況でございますが、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場の建設差止請求訴訟については、昨年9月に原告側が控訴し、この4月から東京高裁で控訴審が開始されております。なお、原告の数は一審の3分の1に減っております。

また、エコセメント化施設の操業差止請求訴訟については、専門委員制度を活用した審理が進められており、現在、争点整理の段階にあります。

最終処分場やエコセメント化施設に関する組織団体や都に対する訴訟もございますが、日野市、立川市におかれましては、エコセメント事業に関する交付金支出差止請求訴訟で、一審勝訴されたと聞いております。これらの訴訟に関しましては、今後も適切に対処してまいります。

次に、エコセメント事業でございます。エコセメントによる二次製品は着々と市場に流通しておりますが、組合では、幾つか使用促進の仕組みづくりを進めております。

まず、組合からの働きかけもあり、都は昨年、エコセメントを環境物品等調達方針の特別品目に指定し、さらに今年度、都建設局の土木材料仕様書でエコセメント製品を原則使用することを規定しております。市町村の土木、建築部署も同様な扱いをしていただけるものと期待をしております。

また、市町村などが東京たまエコセメント使用製品を利用する際、判別しやすくするために、製品にエコタローマークをつける認証制度をこの3月から開始いたしました。認証製品及びその製造事業者については、随時市町村などに情報提供することとしております。

各組織団体におかれましては、これらの情報を活用しながら、エコセメントあるいはその製品の使用の推進に特段のご配慮をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、最近の状況につきまして報告を申し上げます。谷戸沢・二ツ塚両処分場及びエコセメント化施設につきましては、これまでと同様、細心の注意を傾注して、日の出町や地元自治会の理解と協力を得ながら、適切な管理を図ってまいります。

今後とも、本組合の事業推進に向けて、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小林義治君） 続きまして、事務局より説明を願います。

中村事務局長。

○事務局長（中村豊君） それでは、本年2月に開催されました第1回の組合議会定例会以降の組合事業の詳細についてご説明を申し上げます。申しわけございませんが、若干長くなりますので、着席にてご説明させていただきます。

まず、組合議会臨時会議案書の3ページをお開き願います。

まず、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場関係についてご説明申し上げます。

両処分場にかかわりますけれども、5月31日に、学識経験者により構成されます技術委

員会を開催いたしまして、平成18年度の年間を通じての水質や廃棄物層の性状、エコセメント化施設からの排ガス等の調査結果につきましてご審議をいただき、周辺環境に影響を与えておらず、特段の問題はないとの結論をいただいております。

上に掲げました谷戸沢処分場関係でございますけれども、3月26日、地元第3自治会の監視委員会におきまして、平成18年度第3四半期の調査結果をもとに、水質等がこれまでと同様、安定的に推移していることを報告いたしております。

谷戸沢処分場におきましては、閉鎖管理後の処分場の安全性と維持管理業務について調査をするため、地元代表者から成る環境保全調査委員会がございます。そこにおきましても、6月25日に18年度年間の水質等の調査結果につきまして、技術委員会での結論をご報告するとともに、ご審議をいただきまして、問題なしとの結論をいただいております。

これら18年度年間の調査結果につきましては、7月5日、地元第3自治会の監視委員会においてご報告いたしまして、処分場閉鎖後も安全な維持管理を行っていることを確認していただいたところでございます。

次に、二ツ塚処分場関係でございますけれども、3月23日、地元第22自治会の対策委員会におきまして、二ツ塚処分場及び敷地内にごございますエコセメント化施設の平成18年度第3四半期の調査結果をもとに、水質等がこれまでと同様、安定的に推移していることをご報告いたしました。

また、18年度年間の調査結果につきましては、6月28日、地元第22自治会の対策委員会におきまして、技術委員会での結論とともにご報告いたしまして、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設につきまして、安全な管理運営を行っていることを確認していただいております。

続きまして、環境関係についてご報告いたします。

議案書の4ページをごらんください。

予定どおり調査を行うとともに、その結果を公表いたしております。7月6日には、平成18年度に実施した谷戸沢・二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の公害防止協定等に基づく水質等の調査結果、さらに大気、底質、水質、土壌中のダイオキシン類調査結果のまとめを公表いたしております。調査結果でございますけれども、両処分場とも従来の調査結果と比較しまして大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。また、エコセメント化施設につきましても、同様に周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、私ども組合のホームページでも公表いたしております。

次に、ISO関係でございます。

ISOの取り組みにつきましては、ISO14001の規格に従いまして、平成16年度に認証を取得した環境マネジメントシステムに基づきまして、効率的な事業の実施、管理を行っております。

また、平成19年4月には、環境方針の改定を行い、5月には環境報告書2007を公表いたしております。

次に、裁判関係についてご報告申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

前回の議会以降の動きでございますけれども、現在、循環組合関連の裁判で、組合が被告になっているものが2件、東京都などが被告になっているものが2件、計4件でございます。東京都などが被告になっているものにつきましては、前回の議会以降、控訴審における確定判決がございまして、1件少なくなっております。

このほかに、議案書には記載はございませんけれども、管理者からもございましたように、立川市及び日野市におけるエコセメント化施設に関する違法公金支出差止等請求訴訟の動きもございます。これにつきましても、後ほど報告させていただきます。

それでは、まず、循環組合が被告となっているものにつきましてご説明申し上げます。

1つ目は、一番上でございますけれども、一般廃棄物最終処分場建設差止等請求訴訟でございます。

第一審では、組合側が全面勝訴いたしましたけれども、その後、判決の内容を不服として原告側が控訴しております。控訴人の数は、第一審の原告166名から59名と約3分の1に減少し、現在、原告より控訴理由書が東京高裁に提出され、本年4月19日に第1回の口頭弁論が行われております。

2つ目は、エコセメント化施設操業差止請求訴訟でございます。

この訴訟は専門委員制度を活用して審理が進められておりますけれども、現在は争点整理の段階でございます。訴訟の進行につきましては、東京地裁におきまして進行協議を3月19日、5月28日及び7月17日に開催しております。

次に、東京都などが被告になっているもので、循環組合の事業と直接関連するものにつきましてご説明いたします。

まず、事業認定取消請求訴訟と収用裁決取消請求訴訟でございます。

この裁判は、東京都が二ツ塚処分場建設に際して行った事業認定及び収用裁決の取り消し等を求めて提訴されているものでございますが、被告である都知事及び収用委員会の第一審全面勝訴後、原告の一部が東京高裁に控訴いたしまして、3月7日、5月7日に争点整理が行われ、7月11日に証人尋問が行われております。

次に、代執行納付命令取消請求訴訟でございます。

この裁判は、昨年4月の第一審判決で、被告である東京都が一部敗訴後、原告、被告ともに控訴いたしましたけれども、3月28日に東京高裁で両者の請求が棄却されまして、双方とも上告しなかったため、判決が確定したものでございます。

また、立川市及び日野市におけるエコセメント化施設に関する違法公金支出差止等請求訴訟の状況でございますけれども、日野市の訴訟は、第一審は市が勝訴しておりますけれ

ども、その後、原告が控訴し、来る8月30日に第二審の判決が予定されていると聞いております。

立川市の訴訟につきましては、6月28日に東京地裁で判決がございまして、市が全面勝訴していると聞いてございます。

いずれの訴訟につきましても、私ども循環組合といたしましては、今後とも組織団体及び東京都と協力して対応してまいる所存でございます。

続きまして、議案書の6ページ、広報関係その他につきましてご報告いたします。

まず、三多摩は一つなり交流事業でございます。

この事業は、日の出町と組織団体の住民同士が、文化やスポーツなどを通じまして交流を深めるために実施しております。2月24日には、日の出町と多摩市が実施いたしましたそば打ち体験と二ツ塚処分場見学事業につきましても、参加者から大変好評を得ております。

次に、たまエコニュースでございましてけれども、四半期ごとに組織団体と日の出町の全世帯等を対象に、135万部発行してございます。

3月25日発行の第41号では、私たちの街に使用されているエコセメント製品の紹介や事業の環境・安全対策に関する記事等を掲載いたしました。

また、先月24日発行の第42号では、循環型社会を先導するエコセメント事業等の記事を掲載しております。

続きまして、エコセメント広報事業でございましてけれども、組織団体が主催するフェスティバル等に参加いたしまして、パネル展示を行うなど積極的な広報を展開いたしております。

続きまして、7ページのエコセメント関係についてご報告いたします。

東京たまエコセメント化施設は、平成18年7月の本格稼働以来、焼却残さを埋立処分することなく、全量をエコセメント化施設に受け入れ、処理し、エコセメントを出荷するなど順調に稼働しているところでございます。議案書には本年2月から6月までの各月の稼働状況を掲載しております。また、修繕につきましては、修繕計画に基づきまして、3月に定期修繕を、6月に中間修繕を実施しておりますところでございます。

平成18年度の稼働実績は9カ月間でございましてけれども、焼却残さを約6万6,000トン受け入れまして、約8万7,000トンのエコセメントを出荷しております。出荷されたエコセメントは、主に二次製品メーカーで道路の舗装材や縁石が製造され、また生コンクリートとしても多摩地域の公共工事等で使用されております。

次に、議案書7ページの平成19年3月の項にございまして東京たまエコセメント製品の認証制度についてご報告いたします。

別紙をお配りしていると思っておりますけれども、別紙の東京たまエコセメント製品の認証フロー図をごらんください。

管理者報告にもございましたように、組織団体等の工事発注部局がセメントを使用した二次製品を使う際、東京たまエコセメント化施設で製造されるエコセメントを100%使用している製品であることを確認しやすくするために、東京たまエコセメント製品の認証制度を3月に構築しております。

東京たまエコセメントを100%使用している製品であることが、監査組織を通じて確認できた場合、循環組合は製品認証しまして、認証書の交付とエコタローマークの認証刻印使用権利を承認いたします。

また、先ほどございましたように、平成19年度東京都建設局土木材料仕様書に、エコセメントを使用したコンクリート二次製品の原則使用が規定されまして、その当製品の材料確認につきましては、本認証制度により認証されたものとなっております。各市区町村も同様の土木材料仕様書を使用されることを期待しております。

次に、現在の認証事業者でございますけれども、別紙の次の2ページから3ページの認証事業者等一覧をごらんいただければと存じます。

平成19年6月現在でございますけれども、認証事業者は6社9工場となっており、今後増加していくことが期待されております。認証事業者につきましては、随時組織団体等の廃棄物部署と土木・建築部署に情報提供していくとともに、循環組合のホームページにも掲載してまいります。

また、私どもといたしましては、今後ともエコセメントの利用拡大に向けまして、東京都、国、八都府市長首脳会議を構成する近隣の府市長及び業界団体等への働きかけを強めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（小林義治君） ただいまの報告について何かご質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

以上をもって管理者報告を終わります。

〔日程第9〕議案第6号 専決処分（平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについて

○議長（小林義治君） 続きまして、日程第9、議案第6号 専決処分（平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号））の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川良一君） ただいま上程されました議案第6号 専決処分（平成18年度東京

たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）の承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

当組合の3基金の預金利率が、下半期において当初見込み利率を上回り、積立先である歳出の基金費に予算の不足が生じました。その確認が2月議会以降になったため、このたびの補正予算について専決処分を行っております。今議会におきまして、この専決処分のご承認をいただくものでございます。

これにより、平成18年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億5,159万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小林義治君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

中村事務局長。

○事務局長（中村豊君） それでは、私から、本案の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページから21ページをお開き願います。

まず、20ページでございますけれども、ここは歳入でございますけれども、表の右側の説明欄でございますように、周辺環境整備対策基金、組合債償還基金及び最終処分場等施設整備基金の各基金につきまして、その預金利子を、当初予算時にはほぼゼロ金利の状況でございましたため、各科目にそれぞれ1,000円として、合わせまして3,000円を計上いたしました。

しかしながら、2月の下旬に下半期の預金利子がつきましたけれども、利子の上昇があったため、さらに各基金につきまして各1,000円を増額し、合わせまして3,000円を増額し、財産収入の利子及び配当金を合計6,000円といたしましたものでございます。

議案書21ページは歳出でございますけれども、基金の運用から生じた収入額は、地方自治法第241条第4項及び廃棄物広域最終処分場等施設整備及び運営に関する基金条例第4条の規定に基づきまして、その同額をそれぞれの基金に積み立てる必要がございます。ここで、歳入の説明のとおり、3,000円が運用収入として増加し、歳出の積立金の予算に不足が生じたため、3,000円の補正額を加え、補正を行ったものでございます。

なお、専決処分にて行った理由は、管理者の提案理由の説明のとおり、これらの確認が2月議会以降となったためでございます。

専決処分につきましては、地方自治法の規定によりまして、次の議会に報告し、承認を受けることになっておりますので、今議会に上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林義治君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林義治君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林義治君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号 専決処分(平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号))の承認を求めることについてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議長(小林義治君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[追加日程] 議案第7号 監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて

○議長(小林義治君) ただいま、組織団体の議員の任期の満了に伴い、議会選出の監査委員が欠員となっております。管理者より、追加議案の提出がございましたので、日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林義治君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、議案第7号 監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題といたします。

それでは、ただいまより議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

地方自治法第117条の規定に基づき、第4番、田中順子君の退席を求めます。

(4番 田中順子君 退席)

○議長(小林義治君) 管理者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者(石川良一君) ただいま議題としていただきました議案第7号 監査委員(議会選出)の選任につきまして同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

追加議案書をごらんください。

議員のうちから選出をいたします監査委員につきまして、本組合議会の監査委員でありました武蔵村山市の高山泉氏が、4月30日付で市の議員から退任され、現在、監査委員につきまして欠員となっておりますので、この後任について選任の同意を求めるものでございます。

後任は、三鷹市の田中順子議員にお願いをいたしたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林義治君） 以上をもって説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件について、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林義治君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議案第7号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林義治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、これに同意することに決しました。

田中順子君の入場を求めます。

（4番 田中順子君 入場）

○議長（小林義治君） ただいま監査委員の選任で同意を受けました田中順子議員にごあいさつをお願いいたします。

○4番（田中順子君） ただいまご選任、同意をいただきましてありがとうございます。三鷹市議会の田中順子でございます。

この東京たま広域資源循環組合、大変大事な組合議会でございます。しっかりと監査の任を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小林義治君） 議事日程は終了いたしました。事務局より発言の申し出がありましたので、お願いいたします。

風間総務課長。

○総務課長（風間 智君） それでは、事務局から2件、視察についての事務連絡を申し上げます。

最初に、組合議会議員及び事務連絡協議会合同行政視察についての連絡をさせていただきます。資料はございませんので、ご了承ください。

当組合では、2年に1度、廃棄物行政の見聞を広めるため、他の地域に所在します廃棄物関連施設の視察を組合議会議員、正副管理者及び組織団体清掃担当部署で構成します事務連絡協議会合同で実施しております。

視察の日程につきましては、平成19年11月6日火曜日及び7日水曜日の1泊2日の日程で実施する予定でございます。

視察先につきましては現在調整中でございますが、詳細が決まり次第、後日改めてご連絡申し上げます。ぜひ全議員の皆様のご参加をお願い申し上げます。

次に、2点目でございます。

当組合が管理いたします最終処分場及びエコセメント化施設の視察について連絡をさせていただきます。

お手元に配付いたしました一般廃棄物最終処分場及びエコセメント化施設の視察の文書がお手元にあると思いますのでごらんください。

組合議員の改選もございまして、当組合が管理します最終処分場及びエコセメント化施設をごらんになっていらっしゃる議員さんもおられるかと思えます。組合では、8月20日月曜日及び8月24日金曜日に、現地視察の日程を設けました。両日とも、同じ内容でございますので、いずれかの日を選択していただきまして、清掃担当部課の経由で、8月2日木曜日までにご回答いただきたくお願い申し上げます。

以上2点、事務連絡でございます。

以上でございます。

○議長（小林義治君） 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもって平成19年第1回東京たま広域資源循環組合臨時会を閉会いたします。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

午後 2時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 小 林 義 治

臨 時 議 長 友 野 ひろ子

第9番議員 佐 藤 洋 子

第25番議員 稲 垣 裕 二